

平成 23 年第 4 回定例
夕張市議会会議録
平成 23 年 12 月 13 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 市長並びに教育委員会委員長等の行政報告
と報告に対する質問
第 3 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更
について
第 4 一般質問

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 ただいまから平成 23 年第 4
回定例夕張市議会を開会いたします。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、

会議規則第 118 条の規定により

大山議員

小林議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君

理事 高畠信次君

まちづくり企画室長

熊谷禎子君

まちづくり企画室主幹

佐藤学君

まちづくり企画室主幹

上田晃弘君

総務課長 及川憲仁君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 金光恭児君

総務課主幹 佐藤喜樹君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君
財務課主幹 押野見 正 浩 君
財務課主幹 大 島 琢 美 君
財務課主幹 中 沢 吉 弘 君
産業課長 木 村 卓 也 君
産業課主幹 朝 日 敏 光 君
産業課主幹 成 田 裕 幸 君
建設課長 細 川 孝 司 君
建設課建築住宅担当課長
中 港 康 裕 君
建設課主幹 熊 谷 修 君
建設課主幹 近 野 正 樹 君
建設課主幹 細 木 良 一 君
建設課主幹 大 森 世志英 君
上下水道課長 天 野 隆 明 君
上下水道課技術担当課長
小 林 正 典 君
上下水道課主幹 竹 澤 祐 幸 君
市民課長 芝 木 誠 二 君
市民課主幹 千 葉 葉津乃 君
市民課主幹 小 松 政 博 君
市民課主幹兼南支所長
清 野 敦 子 君
保健福祉課長兼福祉事務所長
池 下 充 君
保健福祉課生活福祉担当課長
松 本 賢 司 君
保健福祉課主幹 武 藤 俊 昭 君
保健福祉課主幹 濱 中 昌 一 君
会計管理者兼出納室長
寺 江 和 俊 君
消防長兼消防次長
鷲 見 英 夫 君
消防署長 増 井 佳 紀 君
消防本部管理課長
田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育長 小 林 信 男 君
教育課長 秋 葉 政 博 君
教育課社会教育担当課長

古 村 賢 一 君
教育課主幹 鈴 木 茂 徳 君
教育課主幹 西 岡 博 幸 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・
氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君
主査 熊 谷 正 志 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配
付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたし
ます。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定につ
いてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めま
す。

小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、今期定例
市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し
協議しておりますので、その結果についてご報告申
し上げます。

まず会期についてであります。付議案件は当初、
議案 9 件、報告 4 件でありましたが、意見書案 15
件が目下調整中でありますので、これらを合わせま
すと 28 件となるものであります。意見書案の調整
内容によってはこの件数が増減となることも予測さ
れますので、あらかじめご承知おき願います。

そのほか、通告されております 6 名、11 件の一般質問、さらに前定例市議会以降における市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問でありまして、これらの取り扱いを勘案しながら協議いたしました。が、会期につきましては本日から 21 日までの 9 日間と決定しております。

次に、これらの案件の取り扱いについてであります。が、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更につきましては本会議初日に上程し、即決することといたしております。

その他の案件につきましては、それぞれ本会議最終日に上程し、即決することといたしております。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては従前と同様でありますので、説明を省略いたします。

次に、審議日程につきましてはお手元に配付されております会議日程表に従って順次ご説明いたします。

まず本日は、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告とこれに対する質問を行った後、議案第 1 号を上程、議決し、終了後一般質問を行い、この日の会議は延会といたします。

次に、14 日は本会議初日に引き続き一般質問を行うこととしております。

次に、15 日、16 日、19 日、20 日は議案調査のため、17 日、18 日はいずれも市の休日のため、休会といたします。

最後に、21 日は本会議第 3 日目を開催し、全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日より 21 日までの 9 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日から 21 日までの 9 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と、報告に対する質問を行います。

市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 23 年 9 月 14 日から平成 23 年 12 月 12 日までの行政についてご報告申し上げます。

はじめに産炭地対策についてでございますが、10 月 14 日、札幌市において開催された北海道産炭地域振興センター第 139 回理事会及び第 84 回臨時総会に出席し、空知産炭地域総合発展基金活用事業及び釧路産炭地域総合発展基金活用事業に係る同基金の一部処分案及び平成 23 年度収支更正予算案について審議決定したところでございます。

次に財政関係についてでございますが、9 月 20 日、特別交付税法第 15 条第 3 項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により、消防団基金への拠出に係る経費として 594 万 5,000 円が交付決定されたところでございます。

10 月 26 日、平成 23 年度普通交付税の再算定により 1 万 6,000 円が追加され、総額 36 億 865 万 9,000 円の交付決定となりました。

前年対比で 1 億 2,503 万 3,000 円の減額となったところでございます。

次に夕張シューパロダム建設関係についてでございますが、10 月 17 日、札幌市において行われた夕張川水系治水促進期成会、国道道央地区土地改良事業期成会及び北海道道央地域都市用水期成会の正副会長による夕張シューパロダム建設事業促進に関する要望行動に参加し、同ダム建設事業にかかる平成 24 年度予算の確保について民主党北海道、北海道開発局及び札幌開発建設部に対して要望を行ったところでございます。

10 月 24 日、東京都において行われた夕張川水系治水促進期成会、国道道央地区土地改良事業期成会及び北海道道央地域都市用水期成会の正副会長による夕張シューパロダム建設事業促進に関する要望行動に参加し、同ダム建設事業にかかる平成 24 年度予

算の確保について国土交通省及び北海道選出国會議員に対し要望を行うとともに、国営かんがい排水道中央地区事業及び道央用水地区事業の推進について農林水産省に対し要望を行ったところでございます。

次に道路開発関係についてでございますが、9 月 17 日、建設中の道東自動車道夕張～占冠間において道東自動車道バス見学会を開催し、あいさつを述べたところでございます。

10 月 20 日、夕張インターにおいて開催された夕張サービスセンターオープニングセレモニーに出席をし、あいさつを述べたところでございます。

10 月 22 日、由仁町において開催された由仁 P A オープニング式典に出席し、あいさつを述べたところでございます。

10 月 29 日、道東自動車道夕張～占冠間の開通に係る通り初め式を開催し、開式宣言を述べた後、鉄入れを行い、参加者とともに開通パレードを行ったところでございます。

同じく 29 日、北海道物産センター夕張店において道東自動車道夕張～占冠間の開通を祝う会を開催し、あいさつを述べたところでございます。

次に市長会関係についてでございますが、10 月 3 日、赤平市において開催された平成 23 年度空知市長連絡協議会秋季定期総会に出席し、管内各市と情報交換等を行ったところでございます。

10 月 19 日、帯広市において開催された平成 23 年秋季北海道市長会定期総会及び全国市長会北海道支部総会に出席し、会務報告、平成 22 年度一般・特別会計歳入歳出決算案及び平成 23 年度一般会計歳入歳出補正予算案を承認した後、秋季定期総会決議案及び秋季要請事項案について審議決定したところでございます。

次に一般関係についてでございますが、9 月 15 日から 11 月 26 日、市内各所において市民の声を市政に生かしていくことを目的とした市長と話そう会を計 14 回開催し、市民から市政に関する意見や要望を聞いたところでございます。

9 月 17 日、平和運動公園において開催されたツー

ルド北海道市民トライアル開会式に出席し、歓迎のあいさつを述べた後、競技スタートスターターを行ったところでございます。

9 月 18 日、旧北炭清水沢火力発電所において開催された清水沢アートプロジェクトオープニングセレモニーに出席し、あいさつを述べたところでございます。

9 月 26 日、介護老人保健施設夕張及び養護老人ホーム夕張みどりの園を訪問し、100 歳を迎えた高齢者に対し内閣総理大臣からの祝状等を伝達した後、祝辞を述べたところでございます。

10 月 6 日、市役所会議室において平成 23 年度夕張市防災会議及び夕張市国民保護協議会を開催し、地域防災計画及び国民保護計画の修正等について協議決定したところでございます。

10 月 8 日、ホテルシュエパロにおいて開催された第 24 回札幌ゆうばり会総会及び交流会に出席し、歓迎のあいさつを述べたところでございます。

10 月 11 日、市民研修センターにおいて夕張市まちづくりマスタープラン公開討論会を開催し、あいさつを述べた後、パネリストとして意見交換を行ったところでございます。

10 月 12 日、夕張市老人福祉会館において共生型施設として増築した夕張市立すすく学童クラブ及び夕張市障がい者地域活動支援センターに高島理事が代理出席をし、あいさつを述べたところでございます。

10 月 15 日、愛知県春日井市において開催された春日井まつり「がんばれ夕張物産展」に出席し、お礼のあいさつを述べたところでございます。

同じく 15 日、夕張鹿鳴館において開催された旭川夕張会第 1 回ふるさと夕張研修旅行会交流会に出席し、歓迎のあいさつを述べたところでございます。

10 月 23 日、東京都において開催された第 30 回東京夕張会総会及び懇親会に出席し、祝辞を述べたところでございます。

10 月 24 日、東京都において日本商工会議所岡村正会頭を訪問し、ユエパロの湯活用事業者の公募を

はじめ、企業誘致、平和運動公園等のネーミングライツ募集及びふるさと納税について本市への情報提供等を要請したところでございます。

10 月 25 日、札幌市において開催された平成 23 年北海道功労賞贈呈式及び受賞祝賀会に出席し、農業振興と全国ブランドの確立等の功績が認められた夕張メロン組合の受賞について高橋はるみ北海道知事をはじめ関係者とともに祝賀したところでございます。

11 月 1 日、国会において川端達夫総務大臣を訪れ、国と北海道と夕張市の三者協議の場の設置の目的や必要性について説明を行った後、このことについて要請し、賛意を得たところでございます。

同じく 1 日、東京都において管内選出国會議員ほかを訪れ、国と北海道と夕張市の三者協議の場の設置の目的や必要性について説明を行い、支援の要請を行ったところでございます。

11 月 2 日、東京都庁において猪瀬直樹東京都副知事を訪れ、国と北海道と夕張市の三者協議の場の設置の目的や必要性について川端達夫総務大臣の賛意を得たことや、道東道夕張～占冠間開通に伴い開始された夕張・むかわ・占冠立寄りパスの概要等について説明を行い、支援の要請を行ったところでございます。

同じく 2 日、東京都において株式会社ツムラ芳井順一代表取締役社長を訪問し、本市への進出及びふるさと納税に対するお礼のあいさつを述べたところでございます。

11 月 9 日、市役所会議室において夕張市表彰規則に基づく平成 23 年度夕張市功労表彰式を挙行し、夕張市功労者 12 名、1 団体に対し表彰状を授与したところでございます。

11 月 10 日、清水沢地区公民館において平成 23 年度夕張市雪害対策協議会を開催し、市内における国道、道道及び市道に係る除雪体制及び冬道の交通安全対策について協議を行ったところでございます。

11 月 15 日、市役所応接室において長年にわたる統計業務遂行の功績により受賞決定された伊藤信勝

氏に対し平成 23 年度統計功労者総務大臣表彰を伝達したほか、北海道知事による感謝状を 7 名に対し伝達したところでございます。

11 月 16 日、清水沢地区公民館において平成 23 年度第 1 回夕張市医療保健対策協議会を開催し、あいさつを行った後、地域医療ビジョン行動計画の策定に向けた具体的な協議事項と協議の進め方などについて協議を行ったところでございます。

11 月 17 日、北海道庁において高橋はるみ北海道知事を訪れ、国と北海道と夕張市の三者協議の場の設置について川端達夫総務大臣に要請をした経緯やその必要性等について説明を行った後、このことについて要請し、賛意を得たところでございます。

11 月 18 日、ゆうばり文化スポーツセンター及び清水沢健康会館において開催した平成 23 年度健康づくり地域活動支援事業「ゆうばり貯筋体操入門講座」に清水理事が代理出席をし、あいさつを述べたところでございます。

11 月 21 日から 11 月 24 日、市内 3 箇所において市長とのふれあいトークとして市政懇談会を開催し、市長公約の推進状況や地域担当職員制度について説明を行った後、市民から意見や要望を聞いたところでございます。

11 月 25 日、札幌市において開催された平成 23 年第 2 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会に議員として出席し、平成 22 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計及び医療会計歳入歳出決算等について審議決定したところでございます。

11 月 26 日、ホテルシュパロにおいて開催された社会福祉法人北海道博愛舎創立 50 周年及びグループホーム落成記念式典に出席し、祝辞を述べたところでございます。

11 月 29 日、地域課題の解決や活性化を目的とした北海道空知総合振興局主催による夕張市ラウンドテーブル・ミーティングが市役所会議室において開催されたので出席し、本市が抱える課題等について北海道空知総合振興局長と意見交換を行ったところでございます。

12 月 2 日、岩見沢市において開催された南空知ふるさと市町村圏組合平成 23 年第 3 回理事会に出席し、副代表理事の互選を行った後、平成 22 年度一般会計決算等について審議を行ったところでございます。

9 月 21 日から 11 月 16 日まで、市内において各種機関・団体の総会等が開催されたので、次のとおり出席し、あいさつを述べたところでございます。ご覧いただければと思います。

次に現金及び物品の寄附につきましては、別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附がございました。

本議会を通じまして感謝の意を表し、報告に替えさせていただきますと思います。

以上、行政報告を終わります。

●議長 高橋一太君 教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 23 年 9 月 14 日より 12 月 12 日までの教育行政にかかわる主なものについてご報告させていただきます。

9 月 20 日、夕張中学校において開催の第 1 回夕張市小・中学校サポート会議に出席をし、委員の皆さんに委嘱状を交付の後、あいさつを行ったところであります。

10 月 4 日、教育委員室において開催の平成 23 年度第 1 回夕張市教育行政評価委員会に出席をし、委員の皆さんに対し委嘱状を交付の後、あいさつを行ったところであります。

10 月 11 日、岩見沢市において開催の平成 23 年度第 1 回空知管内公立小中学校教職員人事推進会議に出席をし、平成 24 年度当初教職員人事異動計画案、北海道公立小中学校教職員広域人事の実施についてほか、平成 24 年度人事にかかわる事項について説明を受けた後、協議を行ったところであります。

引き続き開催されました第 3 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席をし、平成 24 年、25 年度空知管内教育推進の基本方針の策定についての協議に続き、空知教育局各所管課からの説明と当面する教育上の諸課題について意見交換を行ったところであります。

10 月 26 日、札幌市において開催されました平成 23 年度北海道都市教育長会議臨時拡大役員会に出席をし、教職員給与費の適正執行等に関する調査について説明を受けるとともに、調査実施にかかわる質疑及び意見交換を行ったところであります。

11 月 8 日から 9 日にかけて、紋別市で開催されました平成 23 年度北海道都市教育長会定期総会に出席をし、平成 24 年度負担金、平成 26 年度全国都市教育長会定期総会の開催都市の選定、平成 25 年度文教施設に関する要望事項等について審議を行ったほか、当面する教育上の諸課題について意見交換を行ったところであります。

11 月 14 日、岩見沢市において開催されました平成 23 年度臨時空知管内市町教育委員会教育長会議に鈴木主幹が代理出席をし、義務教育費国庫負担金にかかわる会計検査院検査の状況及び道教委の教職員給与費の適正執行等に関する調査実施要綱等について説明を受けた後、調査実施に関する協議を行ったところであります。

11 月 22 日、市議会議長室において平成 23 年度教育行政の執行状況に関する点検評価書を議会に提出したところであります。

なお、教育行政の点検評価につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検評価をし、その結果を議会に提出し、同時に市民に公表することにより市民の皆さんに対する説明責任を果たすとともに、より効果的な教育行政の推進のため役立てようとするものであります。

11 月 29 日、由仁町において開催されました平成 23 年度南空知市町教育長会議に出席をし、学校の統廃合について協議を行ったほか、南空知管内の教育推進上の諸問題について意見交換を行ったところであります。

以上、報告とさせていただきます。

●議長 高橋一太君 これより、報告に対する質問を行います。

はい、角田議員。

●角田浩晃君　それでは1点、行政報告についてお伺いしたいと思います。

去る9月22日の決算審査特別委員会におきまして市長は若干の遅れをして、いわゆる開会に間に合わない状態がございました。

その折に、市長は議事録によりますと交通事情により到着するのが遅れたということの説明をいただいたところであります。

到着以前に、私たち各委員に市長は公務で出られて、帰りの時間が交通事情により戻ることが若干遅れるということの説明をいただいております。

本日の行政報告によると、9月22日においては市長のこの行政報告の中におけるいわゆる公務で何がしかの行事に参加したということの記載がなされていない状況にありますが、ここら辺の状況を説明願いたいと思います。

●議長　高橋一太君　いいですか、答弁。

はい、市長。

●市長　鈴木直道君　角田議員のご質問にお答えいたします。

9月22日につきましては、札幌のですね企業代表者の方に朝、お会いしているという経過がございます。

結果的にですね、事前にご連絡をさせていただく中で、議会に同意いただく中で時間を大変申しわけない中ですが、どうしてもずらしていただいたということに対しましては大変申しわけないというふうに思っておりますけれども、公務としてですね札幌の企業の代表の方にお会いしまして夕張の支援を要請させていただいたところでございます。

●議長　高橋一太君　はい、角田議員。

●角田浩晃君　そういうことであればですね、例えば11月2日に株式会社ツムラの社長にもお会いしております。

こういう形で明記されているということであれば、今の言われるようなことは行政報告の中に上程しておかなければいけないかと思ひますし、ましていわ

ゆる決算審査特別委員会に遅れてきた理由をその場で委員会前に説明をいただいている我々議員にとっては、ここは欠かしてはならない部分ではなかったのかなと考えておりますが、そのことについていかがでしょうか。

●議長　高橋一太君　はい、市長。

●市長　鈴木直道君　角田議員のご質問にお答えいたします。

確かにですね行政報告の中で報告すべき事項だったのかもしれませんが、企業の代表の方からですねまだ現実的に具体的なですね支援の形が目に見える形でお示しができない状況があるという中で、企業名については控えていただけないかというようなお話をいただいていた経緯もございまして、今回ご報告の中からですね記載をしなかったという経過もございします。この点についてご了承いただければというふうに思います。

●議長　高橋一太君　はい、角田議員。

●角田浩晃君　相手方の事情ということもあって、このたびは記載についてはしなかったということ。ただ、私どもは公務で市長がいろんな所に行かれるのは察するところであります。

その中で、相手方の企業名を明かすということに向こう方の意向があればそれはやむなしという部分も若干思いますが、このたびはいわゆる決算特別審査会を遅れてきたやはり明確な理由を示す必要があったのではないかと。それとともにですね、記載のし方によっては協議したということの中で、決定したわけではないので、これからはまた重ねて依頼していきますと、交渉していきますということの記載でも私は十分でなかったのかなと、そう思いますが、これは見解の相違があるかと思ひますけれども、やはり公務によって本来果たすべき決算特別審査会に遅刻をしたということを自らも明らかにしたほうが、それは市長にとってもいいのではないかと私はそう考えます。

その中で、相手方に基本的には協議をしたということの記載はさせていただきたいというようなアプ

ローチをなさったのかなさっていないのか、その辺をお伺いしたいです。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 答えたいします。

こちらの方からですねぜひ企業名を明らかにしてですね、協議している経緯についてお示しをさせていただきたいというような投げかけを特段行ったわけではございません。

お話し合いの中でですね、今、現時点で企業名を明らかにされるということは形が決まっていないのというお話が代表者の方からありましたので、それをさらにこちらの方から何とかお願いしますというようなお話の申し入れは現時点でしておりませんでした。

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君 これからも市長はその会社の方とは良好な関係を築くことを望みます。

その中で、やはり決算審査特別委員会並びに、これは9月の3回定例の付託の委員会、特別審査会があります。それはやはり、市長が同席しなければ開会できないということを前提にすれば、やはり十分な時間を取り、相手方の都合もありましようけども、いつまでの時間まででお話し合いを終えなければいろんな意味合いで迷惑をかけるということも十分念頭に置かれてですね、今後は行動することを望みます。以上です。

●議長 高橋一太君 ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、日程第2市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問はこの程度で終結いたします。

●議長 高橋一太君 日程第3、議案第1号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第1号夕張市

財政再生計画の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、9月に実施した財政再生計画の変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本議案は同法第10条第6項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意がなされることを前提とすべきものであることから、当該変更計画が効力を有する日について総務大臣の同意を得た日とあらかじめ設定し、あわせて議会の議決を得ようとするものであります。

計画変更の主な内容としましては、8月14日から15日の豪雨により被害のあった旭林道の災害復旧事業に関して、国庫補助金及び現年発生補助災害復旧事業債を計上するほか、事業実施に伴い国庫支出金や道支出金が見込まれる生活のしずらさなどに関する調査の実施経費、生徒通学費給付費の増額、本年10月1日施行の子ども手当に関する制度改正に伴う関連システムの整備や導入に要する経費の増額、道地域づくり総合給付金の増額や追加内示に伴う農業振興施設整備費等の増額や、エゾシカ捕獲業務委託、初期救急確保対策事業等の財源振り替え、また、シルバー専用住宅、共同浴場、中学校や幼稚園といった市民生活に密着した施設に係る維持修繕事業の増額、リサイクルセンターやし尿処理場で使用している機材、市役所本庁舎の修繕事業の実施、本年10月1日施行の障害者自立支援法の一部改正に伴う障害者福祉システムの改修業務の実施、退職手当や消防団等公務災害補償等共済基金負担金の増額、及び平成22年度決算剰余金に係る財政調整基金への積立金の増額でございます。

また、平成22年度決算の確定に基づく計画変更を行うとともに、上水道第8期拡張事業の実施に当たり、将来にわたって安定的な水道事業会計の経営を確保するため、一般会計から水道事業会計に対し財

政再生計画の期間を通じて当該事業実施に伴う経費の一部を負担する必要があることから、繰出金の増額と一部繰出金の財源として新たに借り入れる地方債を計上するとともに、その償還に要する経費の増額、繰出金の財源となる財政調整基金の繰入れ、及び地方債の借り入れに伴い増額となる地方交付税について、平成 24 年度以降の計画変更を行うものでございます。

さらに、この上水道第8期拡張事業の実施に伴い、財政再生計画書本文中に水道事業会計への繰出金の考え方や水道使用料の見直しを明記することとしまして、第4、財政の再生に必要な計画及び歳入または歳出の増減額のうち、1、事務及び事業の見直し、組織の合理化、その他の歳出削減計画の(8)他会計繰出金、及び4、使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画、これらを変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い
申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君

• • • • •

A grid of dots for handwriting practice, consisting of 10 rows and 20 columns of dots.

[illegible]

[illegible]

A 20x20 grid of dots. The dots are arranged in a regular pattern. The dot at row 10, column 2 is colored red. All other dots are black.

[illegible]

This image shows a full page of dot grid paper. The dots are arranged in a precise, repeating grid pattern across the entire surface. There are no margins, text, or other markings present. The dots are small, black, and evenly spaced both horizontally and vertically.

A grid of dots for handwriting practice, consisting of 10 rows and 20 columns of dots.

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君　ただいま、熊谷議員の意見ということで、ひとつの論文を大方読み上げた形での意見ということになっております。

これは本来、熊谷議員の意見であれば、私はそれは意見として取り扱うべきかと思いますが、第三者の論文に近いものを発表したものをそのまま読み上げることでこの議事を進めることについてはいかがだと思いますが、議長、いかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 この場合、暫時休憩といたします。

午前1 1時26分 休憩

午前11時54分 再開

●議長 高橋一太君 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、熊谷議員より発言したい旨の申し出があり

ますので、これを許してまいります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君　お時間を割いていただきましてありがとうございます。

さて、私の先ほどの第1号議案への意見におきまして、意見書の引用の仕方が不適切でございましたので、全文取り消しと会議録からの削除をいただきまして、改めて意見を述べさせていただきたいと思っております。

本件につきまして何とぞよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 ただいま、熊谷議員からの
議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についての質
疑における発言の取り消しと会議録からの削除の申
し出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、熊谷議員からの発言の取り消しと会議録からの削除の申し出を許可することに決定いたしました。

これより昼食休憩に入り、午後 1 時 30 分から再開
します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

●議長 高橋一太君 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案第 1 号の夕張市財政再生計画の変更について、このことについて質疑、意見改めてご
ざいますか。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 議案第 1 号に対しまして意見を申し述べます。

夕張市の財政破綻の歴史的な事実を検証すれば、
夕張市の債務のほとんどは1、炭鉱閉山の処理負担、

2、観光、リゾート開発の負担、3、国による地方交付税等の削減の三つの原因によって作られたものです。

そして、1 はエネルギー政策転換という国策が原因であり、2 は観光、リゾート開発という国策と北海道及び夕張市の政策が原因であり、3 は産炭法失効、地方構造改革、行革、三位一体の改革による地方交付税削減という国策が原因であると考えます。

観光リゾート開発の一部に夕張市の責任があるものの、財政破綻の原因と責任の大半が国と北海道にあることは明らかであり、また、北炭や松下興産などの企業に財政破綻の原因と責任があることも明らかです。

したがって、財政破綻の原因と責任がすべて夕張市にあるとする夕張市責任論はそもそも事実認識として明らかに誤りであり、国、北海道と企業の責任を免除するとともに、夕張市と夕張市民に過酷な負担を強い、夕張市の再生を妨げる極めて悪質な役割を果たしていると考えます。

また、財政破綻の原因と責任の大半が国、北海道と企業にあることからすれば、夕張市の再生と財政再建については国と北海道が相応の負担をすべき責任があると言わなければなりません。

以上述べてきましたように、夕張の財政破綻は夕張市だけの責任ではなく、国や道、企業の責任、銀行の貸し手責任も棚上げにされているのは明白です。さらに、歴代の総務大臣もそれを認めているにもかかわらず、それら夕張市以外の責任が棚上げにされたままになっています。

これは、ここ数年の地域懇談会などでもたくさんの市民から出された意見でもあります。

国、道、企業、銀行の責任、国や道の指導責任も明確にした上で、財政再生計画の根本的な見直しとともに、赤字返済ではない、夕張市の真の再生のための計画を作成することが必要と考えます。

高齢者が半数に近づいている夕張市で、市の職員が全国平均と比べて 40 人も不足し、道と他市からの派遣職員を含めても 20 人も不足しています。

市の再生には、そのために働いてくれる職員の標準規模程度の存在が不可欠です。必要な職員数の確保、そして市民福祉や暮らしをしっかりと守るため、再生計画の根本的な変更と次年度への予算措置を求める意見を付した上で、第 1 号議案に賛成を表明いたします。

●議長 高橋一太君 意見ということでよろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、これより一般質問を行います。

一般質問の通告は、6 名の 11 件であります。

質問の順序は、小林議員、高間議員、熊谷議員、島田議員、厚谷議員、大山議員であります。

それでは、小林議員の質問を許します。

小林議員。

●小林尚文君（登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日取り上げさせていただく質問は、夕張農業の課題についてであります。限られた時間でありますので、現在、生産者の置かれている、また生産団体の抱えている課題の一端を質問させていただきます。

夕張の農業の将来が希望の持てるような質問とさせていただきますので、考え方を聞かせていただきたいと思います。

まず、夕張メロンをはじめとする特産品の現状と

認識はありますが、まず生産者の置かれている農業の環境は現在どうなっているのか。行政との共通認識を確認させていただきます。

まず今年度の農作物の作柄ですけれども、大変春先からの天候不順、秋の長雨等で大変苦労した年であったと聞いております。

夕張市農協で今年の作柄を聞いた中で、その天候不順の中で、長いも等はまだ集計は出ておりませんが、それでもあまり良い結果ではないとのこと。

メロンの販売の状況につきましては、天候不順の影響で 5 月、6 月の収穫高が極端に落ち込み、危機的な状況にあったわけですが、以後の天候の回復により、また生産者の努力により何とかその部分が功を奏し、7 月からの収穫、販売が順調に推移した結果、前年度をкаろうじて上回ることができたということでもあります。

近年の農協の組合員、また生産者の減少、また作付面積等の下降傾向を考えますと、この下降傾向に歯止めがかかったということは、次年度に向けての明るい希望でもあるのかと考えております。

市長は、就任以来、シーズンを通し夕張メロンの販路拡大や P R に一役も二役もご協力をいただきました。また、市の関係者のご努力にも敬意を申し上げます。

昨年、メロン組合も 50 年の節目の年であり、長い歴史の中での功績が認められ、今年の 10 月に北海道功労賞を受賞することができ、あわせて夕張市市政功労賞と二重の喜びの年でもあり、生産者、農業団体にとって励みとなるところであります。

行政にとりましても、夕張全体の財産とも言える看板商品のメロンをさらに充実させていくためには、これをいい機会に生産現場の課題がどこにあるのか、また行政全体で検討していかなければならない課題も多く、市長のご所見をお聞かせください。

農業を継続していく環境は年を追うごとに厳しさを増しており、特に T P P などの問題は夕張農業に与える影響、そのことにつきましても予測のつかないものであり、近年の経済、また流通のあり方も大

きく変化してきております。個々の生産者の自助努力では解決できない要因も多く出始めております。

また、現場の中でビニールをはじめとした資材、肥料をはじめ、ほとんどの資材が値上がりが続けております。

そのほか、安心安全な農産物、また環境にやさしい農業を充実させていくためには当然人の手もかかり、人件費を含めた経費の増加を伴っております。

そのことにより、デフレ化の時代に入った中での経費をそのまま農産物の価格に転嫁することは難しくなっており、それぞれコスト削減、生産組織挙げて取り組んでおりますが、個々の経済は大変厳しいものになっていると報告されております。

夕張市における農業行政につきましては、破綻以降、農業委員会等の国、道にかかわる制度的なものについては一定の手続き、また補助金等の手続き等も行われておりますが、独自の市の農業予算がない中での政策には限られたものになる、また限界もあると理解をしておりますが、農業者の抱えている諸課題は行政にとって直接的ではないにしても、側面的な政策が必要であると考えます。その一つの課題に、労働力の不足であります。

雇用対策はメロンの栽培における最も重要な問題であり、地域の雇用者の減少に伴い、現在、中国からの実習生等も五十数名等来ていただいておりますが、来年度はまだ増加する傾向にあると聞いております。このことは根本的な解決策にならないと思っております。

特に、夕張のメロンの栽培に関することにおきまして、労働力が季節的に集中する。そのため、雇用がなかなかスムーズにいかない現実であります。

また、そうした方を来ていただくにしても一時的な住宅の問題等、住んでいただくところも課題となっております。その含めた対策が望まれます。

また後継者につきましても、また新たに農業を志す人たちにとりましても大変このことがハードルの高い現実にあります。

行政が受け皿を作ることによって、その歯車が回

っていくものと考えます。そういう中での市の考え方、市長の見解をお聞きたいします。

二つ目のシカなどの獣害対策の今後のあり方がありますが、年々鳥獣害による食害が生産者にとって深刻な問題となっております。

ヒグマやカラス、アライグマ等の食害も当然見過ごすことはできませんが、特にシカによる食害はこれは夕張市全体に及んでおり、地区によっては若干の差はあるにしても、激増している現状にあります。

農水省の補助や個々の負担、また各地区の共同作業などにより、その地区の電気木柵などの設置も進んでおります。一定の効果が挙がっているものと思われませんが、侵入するケースも多く目立ってきており、個体数の激増とその設置した柵等のことに慣れたものと思われま

す。また、車や列車等の衝突事故等の事例も多く聞いております。これは農業者だけの問題ではないと考えております。

また、メロン畑だけではなく、他の長いも等も含めた農産物の食害も大変多く聞いております。

ほかの市町村が行われているような広い土地のところでの防護柵のような部分は、夕張にとっては特に山あい、谷あいの中での農地を有効に利用している観点から、そのようなことはなかなか難しいものと考えております。

そこで、いかに個体数を減少させていくかが今後の課題ではないかと思っております。

市の中に猟友会がございます。大変ご努力、ご協力に感謝を申し上げます。

その中で、お話をお聞きしますと、年々ハンターの皆さんの高齢化、また人数の減少等のことを聞いております。根本的な改善が必要と思われま

すので、今後の取り組みについても考え方をお聞かせいただきたいと思

3 番目に、農業団体との農業政策の協議の機会の必要性についてであります。このことにつきましては夕張市が財政破綻をする前にさかのぼってお話をさせていただきますが、市の農業振興条例により

都度 5 カ年の振興計画を 5 年ごとに見直しなが

ら作成しておりました。

農協も同様に計画を作成しており、それぞれの計画が夕張農業の生産、また生産者の指針でもあり、市と農協、農業団体がその策定に整合性を持たせ作成したものと理解しております。

現在、市の独自の補助金等の予算は認められず、破綻以降、その計画の策定が行われておりません。

農協は今年より独自の計画を修正し、3 カ年の計画に切り替えております。

メロンはじめ、夕張の特産品の可能性を引き出すためには、加工食品になるものも含めて大きな視点に立った判断が必要であると考えま

す。

過去に大きな問題となりました産業廃棄物の処理の対策に関する協議につきましても、その経緯を考えますと、生産者にとって考えてみますと大変釈然としないものを感じま

す。

多くの生産者からご意見をいただいております。常に環境に配慮するための廃ビニールのリサイクル等はやってまいりましたし、その部分で手間のかかる作業ですけれども、消費者への安心を届けるための努力は当然これからもしていくという気概でおるというお話を聞いております。

行政が責任を持ってその受け皿をつける考え方を示すべきであります。

生産者が安心して特産物を作り続けられることが大事であり、その経緯を考えますと産業廃棄物に関する部分につきましても、当初からの内部協議が不十分ではなかったのではと考えざるを得ま

せん。

軸足の定まらない協議は生産者との信頼関係を損なうものであり、今後しっかりとした協議が必要になってくると考えま

す。

そのような観点から、農業団体との農業政策の協議の機会が必要と考え、多くの諸課題を共通認識を持って取り組む過程が大事であり、そのことを踏まえ、ぜひそのような協議の場を要望させていただきます。

以上、質問とさせていただきますが、市長の農業

政策に対する思いも含めてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくご答弁のほう、お願いをいたします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず夕張メロンをはじめとする特産品の現状と認識についてであります。まず夕張メロンにつきましては農業生産額の 9 割以上を占め、本市を代表する産品であるほか、生産者の皆様をはじめ関係する皆様方のたゆまぬ努力により北海道を代表する全国ブランドに成長し、その生産者団体であります夕張メロン組合は北海道農業振興に対する長年の功績が認められ、本年 10 月には知事が行う最高表彰である北海道功労賞を受賞したところでございます。

また、長いもにつきましても夕張メロン導入前から本市における長い栽培の歴史があり、その粘りのある人気の高いものであり、贈答品を中心に根強い需要があり、これからも夕張を代表する産品と考えております。

私は、この春の市長選に立候補した際、公約の夕張と東京をつなぎますという中で、生産者が一生懸命作った夕張メロンの販路を拡大し、基幹産業である農業の振興を図りますと公約に掲げたところであります。

市長就任後の 5 月 13 日には、メロン組合長や農協組合長とともに札幌卸売市場の初競りに立ち会うとともに、東京においても恒例となりました 6 月の東京都庁の夕張物産展での直売をはじめ、11 月には東京都卸売市場の築地市場と大田市場をメロン組合長や農協担当者とともに訪問をし、これまでの販売への感謝とともに今後の取引きの拡大をお願いしてきたところでございます。

また、首都圏の経済界をはじめとする各界の方々にお会いした際も夕張メロンのネームバリューは抜群であり、今後はこの夕張メロンブランドを最大限に活用し、夕張の農産品、加工品はもとより、夕張で頑張る企業、商店、そこで生産、販売される商品

やサービスについても公約に掲げたとおり、市長自ら積極的にセールスをしていきたいというふうに考えております。

しかし近年、夕張メロンの栽培面積、生産量は生産農家の減少などにより年々減少傾向が続いており、今後とも本市の顔であります夕張メロンのブランドを守り育てていくためには生産農家の減少を食い止めるための後継者対策や新規就農者対策など、農業の担い手対策がより一層重要になってくるというふうに認識をしているところでございます。

次にシカなどの獣害対策の今後の対策でございますが、エゾシカやヒグマなど野生鳥獣による農業被害の対策につきましては農業者の皆様からのご負担もいただきながら関係施策を活用し、農地への侵入防止の電気柵の導入を進めており、本年度で対策に必要な農地への設置はほぼ完了するものと認識をしているところでございます。

しかし、被害のある農地を電気柵で囲ったとしても、エゾシカやヒグマの個体数の増加を止めない限り、議員ご指摘のとおり農地以外にも新たな被害が発生する懸念があり、捕獲や駆除による個体数を減少させる取り組みが重要であるというふうに考えております。

エゾシカやヒグマの駆除につきましては、北海道猟友会夕張支部の皆様による多大なご協力をいただき実施をしているところでございます。昨年度からは北海道の交付金による推進費の補助を受けるなどして、捕獲頭数も年々増加しているところでございます。

しかし、捕獲数を上回る個体数の増加も想定されていますことから、今後は国有林など生息地が多いと思われる地域へハンターの入林、そういったことを行い、より効率的、効果的な捕獲駆除が重要と考えております。

このため、国有林を管理する林野庁北海道森林管理局など狩猟期間中の入林を要望していたところですが、本年度から国有林ではこれまで入林できなかった伐採地域への入林が作業のない日曜日に限り可

能となりました。

伐採地域での作業員の入林や伐採木の運搬のため林道が除雪されており、入林が容易なことから、ハンターによる効果的、効率的な捕獲、駆除が期待されているところでございます。

また、伐採を行わない区域においてもハンターによる入林が容易となるよう、一部区域では除雪が行われる予定でございます。

市といたしましては、このような経過による効果も見守りながら、今後とも適切な個体数の管理による被害の軽減についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に農業団体との農業政策の協議の機会の必要性についてであります。市における農業政策につきましては、かつては夕張市農業振興条例に基づき 5 年ごとに農業振興計画を策定しておりましたが、平成 18 年度に終了した第 11 次振興計画以降は市の財政破綻により補助金などの予算付けが困難となったことから、新たな振興計画の策定は行っておりません。

このため、農協で策定する 5 年ごとの農業振興計画について、平成 20 年から始まった第 9 次計画において計画策定段階から市も参画をさせていただいているところでございます。

計画に盛り込まれた農業基盤整備事業につきましては、空知総合振興局の協力も得て補助率 55 パーセントの国費補助事業であります農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業が採択され、平成 21 年度から本年度まで 3 カ年間、市を通して事業主体である農協に 2,700 万円の補助金が交付されたところでございます。

また、平成 21 年度から始まった外国人研修生の受入れにつきましても、使用していない職員住宅を農協に貸与し、研修生の宿泊先の確保について市としても協力をさせていただいているところでございます。また、研修生に対する市民生活上の研修についても会議室の提供をはじめ市職員を講師で派遣するなど、協力をさせていただいているところでござい

ます。

このように、市としましては財政破綻以降、振興計画の策定はしておりませんが、農協をはじめとする関係機関、団体と協調しながら、国や道の補助金獲得や市が保有する施設の活用などにより、必要とされる農業施策を進めてきたところであります。

さらに冒頭で述べましたとおり、これからも夕張メロンのブランドを守り育てていくためには地域農業の担い手対策がより一層重要になってくるというふうに考えておりますことから、市といたしましても担い手対策をはじめとする農業政策や今後の夕張農業の将来像などにつきましてもこれまで以上に農協など関係機関、団体と緊密に意見交換や協議を重ねながら、施策の推進をしっかりと図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 小林議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

●小林尚文君 ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。その中で、前向きに答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

特に市長、私どもも聞いておりますけれども、特に担い手対策、それから後継者、新規就農、いろいろなこれから課題あるかと思っておりますけれども、市長は農協青年部等とも話をする機会があつて、懇談の機会があつたと聞いております。その中で、若い後継者含めた方々からご意見も頂戴していると思っております。

その中で、要望にある中でも当然やっぱり夕張が住みやすいまちにならなければ、当然農家の方々は皆そうですけれども、いくら近隣のまちが良くても、土地を置いてそこから通うなんていうことにはならないと思っております。

そういう中で、市がやっぱりそういう中で環境を整備することが近道なのかなと思っておりますけれども、そういう中で先ほど申し上げましたけども労働力、

この部分につきましてはなかなか根本の解決策はな
いにしても、青年部の中からこれから伴侶を求めて
結婚される方、規模の拡大、また新規就農、土地の
有効的な活用という部分は必要になってくるかと思
いますけれども、青年部等との話の中で市長がどの
ような印象を受けたかお聞かせいただければと思い
ます。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

今年の 9 月に農協青年部の皆様と意見交換をさせ
ていただく中で、後継者問題等についてご意見をい
ただいたところでございます。

率直な感想といえますか、皆さんですね夕張メロ
ンを守っていく立場に今後なっていく若いそういつ
た青年部の皆さんがものすごくですね危機感を持っ
て今、活動されているんだなというのを実感させて
いただいたところでございます。

私といたしましては、こういった率直なですね意
見交換の場というものは非常に有効であるというこ
とを、この 9 月の青年部の皆さんとの意見交換にお
いて感じたところでございます。

●議長 高橋一太君 はい、小林議員。

●小林尚文君 今後ともよろしくお願いしたいと
思います。

それで、3 番目に私が農業団体、農業組織との協
議する場が必要ではないかというお話をさせていた
だきましたけれども、その中にいろいろな形でひと
つの方向性を農業にとって見るためには、共通認識
が欠かせないものと考えております。

特に一番大事なのは、市長も努力されております
けれども、言葉は悪いですが都合によりけり
お互いその必要なときに会ってそれぞれの協力体制
をとるというものだけではなく、これから先しっか
りとした議論を重ねていかなければ、特に目標を定
めるなり、それから今後の農業の将来像を見据える
ためにも、私は定期的なそういう協議の場が必要に
なってくるのかなと考えておりますので、その部分
につきましてもご答弁をお願いいたします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

以前はですね、夕張市農業振興推進協議会という
ものを市が召集し、開催をいたしておりました。

こういったものが今、ない中でですね、先ほどお
話させていただきましたが、青年部の皆さんと
率直な意見交換をさせていただく中で、非常にそう
いった場は重要であるというふうに認識をさせてい
ただきました。

このためですね、議員ご提案のとおり、農業団体
との定期的な協議の場の設置につきまして、率直に
農業関係団体の皆さんと意見交換をできる場をです
ね確保していきたいというふうに考えているところ
でございます。

●議長 高橋一太君 はい、小林議員。

●小林尚文君 ありがとうございます。

その中でもうひとつ確認をさせていただきますけ
れども、先ほど産業廃棄物、特に農業者が抱えてお
りますビニールの廃棄ビニール含めてのくくり産
廃と言いますけれども、そういう中で私は今の現時
点で 100 パーセントリサイクルというのはちょっと
不可能と認識しております。

そういう中で、今現在、そういう中で取り組んで
おる中で大きな問題はないにしても、特に市長がふ
れあいトークか市民との語ろう会の中で、今のその
部分については、産廃のものについてはマイナス面
が大きいので取り上げないというか、今やる立場に、
機会ではないという趣旨の発言をしておりますけれ
ども、そういう中で前任の方からのたぶん引継ぎが
あるかと思えますけれども、広域的な処理の方法
をこれから考えていきたいという部分もあったかと
思います。

その中で、市長がこれから目指す広域的なそのあ
り方、特に私も農業組織、安定したものがないと、
そういうものについてはやっぱり不安定要素を抱え
ながらものを取り進めるというのは、個人でこれ対
応できる問題ではありませんので、その部分の市長
がこれからその部分に対して広域的なあり方という

ものをどういうふうにお考えなされているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

排出されるそういったですねビニールのごみについて、実に 8 割以上を皆様のご努力でリサイクルの原料として活用されていると。どうしても再利用できないものが出てくると、そういうものを最終処分されているというふうに聞いております。

しかしながらですね、リサイクルしている部分についても受入れ先であります輸出先のそういう状況に大きく影響を受けるということも聞いておりまして、安定的な処理体制の確立というものが非常に不可欠であろうというふうに認識しております。

一方でですね、広域的な処理体制を図っていかなければならないんですが、これも広域的な問題になりますので、市単独で解決できないという部分もございます。

市といたしましては、今後とも北海道はじめ関係機関と十分連携を図りながらですね、その課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、小林議員。

●小林尚文君 特に生産者が不安を抱えないような取り組みをお願いしたいと思います。

特に、どこの市町村でもそうですけれども、そういう部分の問題につきましては大変これ、家庭の一般ごみも含めて課題というのは常にこれから解決していかなければならない問題。その中での私はひとつなのかなと考えております。今後ともそういう取り組み方よろしくお願いします。

これをもちまして、質問とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

●議長 高橋一太君 以上で小林議員の質問を終わります。

次に、高間議員の質問を許します。

はい、高間議員。

●高間澄子君（登壇） それではこれより通告に従い、防災対策の取り組みについての一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目には、女性の視点からの災害対策についてであります。

東日本大震災の被災地では、本格的な復旧、復興が急がれる一方、全国各地で今回の大震災の教訓を踏まえて既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。

地域の防災対策に生活者の声を反映させるためにも、女性の目線は大変に重要と考えます。

国の防災計画には、2005 年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、さらに 2008 年には政策決定過程における女性の参加が明記されたことで、地域の防災計画に女性の視点を取り入れられる動きが広がってはいますが、地域防災会議に参画する女性が極めて少ないなど、具体的な体制にまで反映されているとは言いがたいのが現状であります。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っていますし、介護や子育てといった具体的な経験を通じて子どもや高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要であると考えております。

そこで、夕張の現状をしっかりと認識するために、防災担当部局に特に次の点についてお尋ねいたします。

具体的には、防災会議や防災担当部局への女性の登用数はあるのか。

もう 1 点、避難所の整備、運営に女性の視点や子育てニーズを反映しているのか。

3 点目でございます。災害用備蓄物資に女性や乳幼児などのニーズが含まれているのか。

女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策を検討するため、改めて防災に何が必要かお尋ねいたします。

2 点目でございます。教育委員会へのお尋ねと思いますが、防災教育の取り組みについてお聞

きいたします。

道内の小中学校の防災教育は 7 割で実施はしておりますが、その多くは避難訓練などに止まっております。

夕張市においても年 2 回の避難訓練と、年 1 回の救命講習が取り組まれていることの報告を消防本部より受けております。

避難訓練は消防法において義務付けられ、防災教育は法的に明確な定義も義務付けもないのが現状であります。

しかし、災害対策基本法は自治体の実施に努めなければならない事項の一つに、防災上必要な教育及び訓練を挙げております。これをどのように受け止めておられるのか、以上 2 点についてお尋ねをいたします。答弁よろしく願いいたします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 高間議員のご質問にお答えいたします。

防災会議等への女性の登用についてであります。防災会議は地域防災計画の策定、見直しや災害時の対応等を中心のため、通常は年 1 回の開催で、市内災害状況の報告や各関係機関との情報交換を行っております。

現在、夕張市防災会議条例に基づく委員 22 名のうちすべてが男性委員であり、女性委員がいないという現状でございます。

今後は女性目線の施策を取り入れられるように、ご指摘の点を踏まえ女性の登用について検討してまいりたいというふうに考えております。

また女性の視点に立った避難所の整備ですが、東日本大震災など近年相次ぐ地震の教訓を踏まえ、被災者同士のプライバシー確保や乳幼児のいる家庭に配慮した授乳スペースの整備など、女性の安心安全が守られることを重点に地域防災計画等の点検、見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に女性向けの災害用備蓄品などについてですが、現在、当市においては財政再生計画の下、災害時に

被災者に対し迅速な応急救助を行うため、被害想定をおおむね市内人口 1 割、約 1,200 人を対象とし、災害発生から 24 時間以内に緊急に必要な物資の整備を進めており、災害備蓄品としてアルファ米、保存水、災害用真空パック毛布など計画的に備蓄をしておるところでございます。

しかしながら、生理用品、乳幼児用品については備蓄をしていない現状がありますので、まずこれらの生活必需品の供給につきましては北海道が締結しております各コンビニエンスストアなどの民間業者との協力協定を準用し、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、今後は市内民間業者との協力協定締結を検討し、災害時における物資供給のきめ細やかな体制づくり、こういったものを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、市民の皆様には自らの命は自らで守る、自らのまちは皆で守るを基本に、災害発生時に非常持出し品の準備と避難生活のための 3 日分の物資を各家庭で備蓄することについて、今後とも市の広報、ホームページ等で継続的に市民周知をしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。

なお防災教育の取り組みにつきましては、この後、教育長に答弁していただきます。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 高間議員からのご質問にありました防災教育の取り組みにつきましてお答えを申し上げたいというふうに思います。

小中学校における防災教育は、様々な災害発生時における危険について児童生徒が自ら理解し、いざというときの正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施しており、新しい学習指導要領においても防災教育の充実について盛り込まれているところであります。

現在、小学校におきましては社会科で地震について、また保健の授業では災害に備えて避難場所の確認であるとか、あるいは日ごろからの備えについて

学習をしているところでもあります。

また、中学校におきましても社会科で日ごろからの備えや災害発生時の行動や避難の仕方など、自分たちの地域に照らし合わせた学習を行っております。また、理科においては自然の恵みと災害についてということで、あるいは保健においては小学校と同様ではありますが、一歩踏み込んだ形での学習というふうになっているところでもあります。

先ほどお話ありました小中学校とも、本年度の避難訓練それぞれ行ったわけではありますが、この東日本大震災の教訓を生かしながらですね指導の手立てを取ってきたところでもあります。また、学校防災計画の策定、それから学校法にかかわる防災教育のですね指導計画、これらについても現在、細かく対応していただいているところでもあります。

また、児童生徒を対象に夕張消防署職員を講師に迎えながら、昨年度から水難事故等未然防止教室も 2 年目の実施となっており、万が一事故や災害に遭ってしまったときの身の守り方、対処法等についても指導を行っているところでもあります。

このたびの東日本大震災発生後、教育課程における安全教育が重要視されているところでもあります。

安全学習と安全指導相互の関連を図りながら、防災教育の充実に向け取り組んでいるところでもあります。

安全学習につきましては、日常生活全般における安全に関する基礎的、基本的事項を系統的に理解をし、思考力、そして判断力を高めることにより適切な意思決定ができるようにすることをねらいとして、教科や道徳、あるいは総合的な学習の時間の中で行っているところでもあります。

また、安全指導につきましては日常生活全般における安全に関する問題を中心に上げながら、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成について、主に特別活動のホームルーム等でより一層の指導を行っているところでもあります。

なお近年、台風や竜巻、あるいは地震、津波などの自然災害による大きな被害が各地に発生している

ことから、児童生徒が様々な災害の危険について理解をし、同時に災害時に自ら適切な行動が取れるよう、学校と十分連携を図りながら児童生徒の安心安全のために防災教育を一層充実させてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

●議長 高橋一太君 高間議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

●高間澄子君 1 番目の市長の再質問させていただきますけれども、これからですね、今までは女性の登用は会議においてなかったと。これからは、またそういう女性の登用もしっかりと反映させていくしくみを検討していきたいということでありましたけれども、夕張の場合はですね本当によく耳にすることがあります。それはどういうことかと言いますと、どの会議においても同じ顔ぶれだとの意見があります。

そういう意味におきましても、やはり適材適所というんでしょうか、やっぱりひとつでもまたそれに秀でた方が、そういう適任者をやっぱりしっかりと人選をしていただいて、その会議がよりまた有効的なものに、そして画期的なものになることを私としては期待したいところでもありますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 高間議員の再質問にお答えいたします。

防災会議への女性の登用についてですが、よく同じ人がですねいろんな会議にというお話でございますが、基本的にはこの防災意識のですね高い方々、もうすでに活動等されてる方も地域には多くいらっしゃいますし、そういった方々を中心にですねそういった意識の高い皆さんにこの防災会議に入ってください中で、新たに女性の視点でご参加いただければいいのかなというふうに考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 はい、どうぞ。

●高間澄子君 ぜひともそのようにお願いいたします。

ます。

それとですね、事前の調査をしたときにですね、防災担当部局に女性職員は入っているのかなということでお聞きしたときに、女性の担当職員はいないということでした。

私自身も消防本部には女性職員がいないのかなと思っておりまして、3 年くらい前に女性の職員を採用していることをちょっと思い出しましてね、またそういうせっかく女性の方が消防職員としていらっしゃるの、またそういう方もしっかりとですねこういう場において活躍をされることを望みます。

それとあと、最後に市長に対してもう 1 点でございますけれども、いろいろこれからもですね 1 割のそういう、人口の 1 割に対してのそういう物資の備蓄をしているということでありました。

このことを今もそうでありますけれども、広報だとかホームページ、こういうものを通して市民に周知をしていきたいと。自らの備えも必要である。これから新しい女性の視点、また乳幼児に関するそういう用品についてもこういう形で市民に周知をしていきたいということでもありますけれども、前回、私たち議員団もですね市民との懇談の中で自分自身が 3 日分のそういういろんなもの、食料にしろいろんなものを 3 日分は自前で備蓄すれとはいかがなものかという、そういう意見もございました。

そういう意味におきましても、やはり一方的に、広報だとかホームページというのは一方的です。こちらから周知をする、流すだけ。それが必要なんですけれども、やはり市民との対話の中で両方意見を交し合った中で、やっぱりこれは理解をしていくということがより一層効果を高めていくのではないかなと、こんなふうに思うんですね。

3 日分が市民としても蓄えられない、備蓄できないということではないと思います。でも、やはり一方的にそう流されるということは、市民にとってもやはり理解のしがたいことではないかなというふうに思いますので、やはり時間をかけてでもですね、やはり市民との対話をしっかり理解し合った上

で、こういう方法を取っていただけたらと思います。が、これからはそのような方法を取っていただけますでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

一方的な情報提供になりがちだというお話ですが、3 日分の食料というだけではなくてですね、持病がある方もいっぱいいらっしゃいますし、災害に備えたそういった個々ですね対応というのは、これはどんなに行政が備えてもですねなかなかご本人の力に頼らざるを得ない部分もあります。

そういった部分をですね、今そういった大震災以降、関心が非常に高まっている。逆に言えば、効果的に皆さんにアナウンスできる機会だとも思っておりますので、今後そういう災害弱者といいますか、そういう可能性になる方々の地域把握も含めてですね、そういった情報提供というものをきめ細やかにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、高間議員。

●高間澄子君 ありがとうございます。

最後になりますけれども、2 点目の防災教育の件についてでありますけれども、内容的には学校任せで、本当に法的定義だとか義務付けがない中でですね、先ほども教育長がおっしゃっておられましたけれども、新学習指導要領の中では防災教育として理科や体育などで自然災害の仕組み、また危険時の行動などを学ぶとしてはいるけれども、具体的な内容だとか授業時間だとかは本当に学校任せということになっている状況にございます。

そういう中で、教育長が答えていただけた中には本当に一歩先んじて、夕張市としてはですね本当に子どもたちの安全を守るために、本当にこの努力をされているんだということが本当に伝わってまいりました。

そして私もすごく感銘したことに、去年、おとし、2 年くらい前ですね、水難事故が中学生ありました。

そのことを早速受けましてですね、22 年、23 年度と、本当に年に 1 度、夏休み前に消防と教育委員会が本当に共同で全校児童生徒を対象に毎年行っているということで、本当に私自身も夕張のですね教育委員会に對しまして本当に敬意を表しながら、またこれからもお互い意見を交わし合いながらですね、一步前進できるようなそういう取り組みをまたぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

●議長 高橋一太君 以上で高間議員の質問を終わります。

次に、熊谷議員の質問を許します。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず 1 件目に、眼科専門医への通院問題について伺います。

今現在、市立診療所では眼科専門医の診療がなく、専門医の診察を受けるには札幌、岩見沢、栗山等へ交通機関を使って出かけなくてはなりません。

バス料金は、若菜のターミナルからでも栗山駅前まで片道 840 円、終点の新札幌駅前までは片道 1,470 円という高額な料金です。

この高額なバス料金の負担を避けて、月 2 回の札幌の眼科専門医の無料送迎バスを利用しますと、午前中に出発して片道 2 時間以上の乗車時間。乗客すべての診察が終わって、帰りは 4 時ころ札幌を出発し、帰宅は 6 時過ぎとなると伺っております。

眼科の診療を受けるのにまる 1 日がかかりで、高齢の方々にとっては体力的にも非常に疲れるので何とかしてもらえないものかという切実な声が上がっています。

隣町栗山の専門医でも、バスで通うと往復 1,700 円前後の交通費となること。80 歳前後の高齢の方たちにとっては、特に冬期間はバス停までの道のりやバスの待ち時間も大きな負担となっております。

こういう高齢者の方々の声に対して、まず 1 点目に市長としてどのようにお考えか伺います。

2 点目として、高齢者が人口の半数近くを占めている夕張市において、眼科専門医は今後も多くの市民から要望があると予測される中で、私は市として予算措置をした上で市立診療所に眼科専門医を招聘すべきと考えますが、市としてのお考えを伺います。

3 点目に、眼科専門医の招聘がどうしても無理な場合、せめて夕張の近隣の栗山町などの専門医への通院の負担を減らす手立てを市としてとることはできないのかについて伺います。

2 件目に、修学援助について伺います。

我が国では、日本国憲法の中で義務教育は無償とすると定められておりますが、実際の現状の内容としては公立小中学校における授業料の無償と、小中学生の教科書が無償で配付しているだけとなっております。

文部科学省の統計によりますと、子どもが公立に通う保護者の学校生活にかかる 1 年間の合計負担額は、一人平均小学生では約 10 万円、中学生では 18 万円と見込まれています。

そのような現状の中で、この修学援助制度は経済的に苦しい家庭に支援金を支給する制度で、保護者の費用負担を公的に支援しようというものです。

現在、修学援助を受けている保護者にお話をお聞きしますと、義務教育は無償と言いながら、音楽教材のピアノや算数セット、図画工作のセット、冬の体育のスキーセット、修学旅行や卒業アルバムなど高額な費用については本当に頭が痛い。特に、昨今の不況で収入が下がっている中、この修学援助のおかげで本当に助かっていると話されておりました。

この制度の対象者は、生活保護を受けている要保護児童生徒と、それに準じて経済的に厳しい準要保護児童生徒が対象となりますが、準要保護は各市町村の教育委員会が認定基準を決めることになっており、地域によって大きな格差のあることが問題となっております。

夕張市においても、財政破綻前は生活保護世帯の 1.3 倍の収入の世帯までがこの制度を利用できましたが、財政破綻後は全国最低の住民サービス、全国

最高の住民負担の国からの掛け声のもと、現在は生活保護家庭の 1.1 倍の収入までしかこの制度を受けることができません。

道内の他市を見ますと、1.1 倍は札幌を含む 5 市、1.2 倍は 8 市、1.3 倍は 17 市、1.4 倍と 1.5 倍が各 1 市であり、1.2 倍と 1.3 倍を合わせますと全体の 7 割を占めています。全道平均では、全世帯の 21.6 パーセントの家庭が修学援助を受けていますが、夕張の修学援助の家庭は全体の 17.8 パーセントに止まり、全道平均と比較しても 4 パーセントも低い援助率となっています。

まず 1 点目に、この現状について市がどのようにお考えか伺います。

さらに、私たち市民は様々な住民サービスがはぎ取られ、住民負担は全国で最高といわれる中で、市民は削られたサービスを補完するために経済的な負担はもちろんのこと、体力的にも時間的にも何重にも大きな負担を強いられているのが実情です。

また、市内で働く子育て世代の方たちの労働条件も恵まれた方ばかりではありません。

鈴木市長も所信表明の中で、子育て世代や若い方々が安心してこのまちに住んでいただくことが可能となるような政策の早期実行が必要であると述べられております。

このような市民生活の実情に照らし、修学援助の認定枠、現在の生活保護基準の 1.1 倍から 1.3 倍への拡大が必要であると考えますが、理事者の答弁を求めます。

3 件目に、まちづくりについて伺います。

今現在、市ではマスタープラン策定委員会が開催され、地区ごとに懇談会などが開催されておりますが、市民の間からはあのプランが本当に実行、実現できるのかと、疑問の声が上がっています。

住宅再編計画は実行に移したときに目に見えて変化が感じられますが、その他の面では NPO や市民参加、また協働の取り組みがうたわれています。

まず 1 点目に、高齢化の進むこの夕張市でどのようなまちづくりを進めようとしているのかお伺い

します。

また、このマスタープランは市の財政再生計画と整合を取っており、財政再生計画に位置づけられている事業を盛り込んでいる。このマスタープランは、まちづくりの大きな方針を市民と行政が共有化する計画であるとうたわれておりますが、先日の常任委員会の中では予算措置がされているわけではなく、将来に向けての計画の情報を市民と行政が共有するものだという答弁がありました。

しかし、市民団体や NPO がまちづくりに参加したくても、まったく予算がない中では満足な活動ができないことは目に見えています。

また、幸福の黄色いハンカチ基金も額が小額で大きなことはできないなど、市民からは不満の声が上がっています。

そのような状況の中で、2 点目にまちづくりに対する予算準備はどのように考えておられるのか伺います。

4 件目に、廃校の利活用について伺います。

夕張市では、昨年 4 月に中学校が 1 校に統合され、また今年 4 月には小学校も 1 校に統合されました。

市民の間からは、子どもたちの路線バスでの通学を心配する声とともに、空き校舎の有効活用を望む声が高まっています。

そこでまず 1 点目に、廃校の利活用について現在どのような状況なのか伺います。

また、最近になって市民の間から廃校の 1 校丸ごとでは大きすぎて維持費を賄えないが、共同で借りることや 1 部屋だけを間借りすることはできないのか。また、すでにいくつかの事業所が使いたいと言っていると言ったが、今後、市民が使いたいと思ったときに、他地域からの申込みと同列ではなく、市民に対して優先的に貸してもらえようようなシステムにならないのかなどなど、現在様々な声が上がっています。

市民が集まり、ボランティア活動の拠点や地域住民の積極的なまちおこし、地域おこしにつながるそういった活動に目を向け、自分たち住民の手でまち

づくりにかかわろうといった気運が出てきているようにも思います。

そこで2点目に、市民から要望の高い住民のための活用についてどうあるべきとお考えなのか伺います。

以上、4件につきまして答弁を求めます。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 熊谷議員の質問にお答えいたします。

まず眼科専門医の通院問題についてでございますけれども、市内で眼科専門医による診療の確保について限られた医療資源の中で多様な医療ニーズに対応していくためには、一つの医療機関が疾病の発症から急性期を経た後の回復期、維持期、そして在宅に至るまで対応することは困難な状況にあり、それぞれの役割に応じて医療機関が連携した中で医療を提供していかなければならないというふうに考えております。

専門の治療等が必要な疾患は市外の専門医療機関を受診することとなりますが、市内の医療機関にはかかりつけ医として疾病に応じ適切な専門医の紹介や役割分担による治療など、身近な地域で維持期や在宅の医療を担っていただく中で切れ目のない医療を確保していかなければならないというふうに考えております。また、市民の皆様におかれましては専門医との橋渡しとなるかかりつけ医の役割をご理解いただくことも大切であるというふうに考えております。

次に市立診療所における眼科専門医の配置と専門医への通院手立てということでございますが、市内では市立診療所と中條医院の二つの医療機関において眼科診療を標榜しております。

市立診療所におきましては、眼科専門医による診療は本年7月をもって終了いたしました。かかりつけ医として対応できる眼科診療に当たっており、専門医の診察が必要な場合には専門医療機関の紹介を行っているところでございます。

また、これまで専門医を派遣いただいていた札幌

の医療機関においては、専門医の受診のために月2回、無料送迎による対応が行われている状況にもございます。

市内で提供できる医療は限られ、それぞれの医療機関の役割を理解し、貴重な医療資源を病状に応じて適切に利用していくことが求められております。

眼科専門医へ頻繁に通院することが困難な場合には、専門医と相談をしながら市内医療機関をかかりつけ医として活用いただくことも必要であるというふうに考えております。

しかしながら、熊谷議員ご指摘のように移動が困難な方がいらっしゃることや、医療の広域化が進む中で移動手段が限られる高齢者の方が増えていくことへの対応など、今後の医療提供体制をどう確保していくかが課題であるというふうに認識しております。

市といたしましては、医療保健対策協議会において市民の皆様にも市内の医療状況などについて説明をし、ご理解をいただきながら地域医療のあり方や市立診療所施設のあり方など、幅広く意見や議論をいただき、これらを踏まえた体制整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次の現在の修学援助については、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

修学援助枠の拡大についての理事者側の答弁ということでございますが、準要保護の認定基準などは各自治体の運用に委ねられていると。自治体間で制度が異なるという実態がございます。

本市の認定基準の引き上げによる認定率の影響は少なからずあるものというふうに考えておりますが、全道の状況をみると認定基準が本市と同じ1.1倍の市は本市を含め札幌など6市あり、全道の児童生徒の約半数がこの基準の下にあるということも事実としてございます。

また、準要保護に対する財源については国のいわゆる三位一体の改革の際に国庫補助が廃止され、平成17年度からは国庫補助金の減少分は一般財源化により地方交付税を算定する際の基準財政需要額に

算入されているところでございます。

本市の置かれた厳しい状況を総合的に考えますと、準要保護の認定基準を緩和するということは現状においては困難と判断せざるを得ない状況がございます。

次に今後の具体的なまちづくりの進め方についてでございますが、私としては市民の方々への行政サービスをしっかりと確保しながら、少しでも短い期間で財政再建を成し遂げたいというふうに考えており、先月になります川端総務大臣に直接お会いさせていただき、本市が置かれている現状を説明した上で、直面する課題への対応策などを検討するための意見交換の場がないことから、国、道、夕張市による三者協議の場の設置を呼びかけ、大臣から了承を得たところでございます。

私は、財政再生計画の期間を短縮するということだけのためにこの三者協議の場の設置を呼びかけたわけではございません。市民が将来への夢と希望を持ち続け、安心して住み続けたいと思えるまちづくりを進めることが何よりも重要であるというふうに考えております。

このような考えのもと、高齢化が進展する本市において、市民参加や協働の取組みは極めて重要であるというふうに考えております。

現在、まちづくりマスタープランの策定も進めているところであります。市民と一体となってまちづくりを進めていくため、市長と話そう会や市長とのふれあいトークのほか、1 月からモデル事業として実施いたします地域担当職員制度など、あらゆる機会を通じて市民の皆様の思いを受け止めながら、夕張再生のためにその思いを三者協議の場などで生かしていきたいというふうに考えております。

次にまちづくりを進めるための予算の確保や住民活動への支援などについてであります。市民の皆様の声をもっと大事にしてまちづくりを進めることとしておりますが、本市が置かれている状況から、限りある予算の中、優先度を考えながら取り進めていかなければなりません。

このため、先ほどご説明させていただいた三者協議の場のほか、あらゆる方法を模索しながらスピード感を持って進めていきたいと考えております。

また、本市は全国の皆様方から夕張再生のために寄附金をいただいているところであり、この貴重な寄附金を市民のまちづくり活動への支援などに有効に活用させていただいているところであります。

しかしながら、このような支援の取組みを知らなかったという声もあることから、より多くの市民に知っていただけるよう、きめ細かな情報提供に努めるとともに、まちづくり活動の活性化に向けて皆様からの様々な相談に応じ、国や道のほか各種団体が行う支援制度の紹介や申請方法など、可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に廃校舎の利活用についてであります。本年 8 月に旧幌南小学校の活用がスタートしたところであります。

現在、廃校となった小中学校のうち 5 校の活用提案を募集しており、現在、2 校の活用提案を受けているところであります。

一つは、旧幌南中学校を活用した障害者の自立支援施設の運営事業であります。

二つ目は、障害者スポーツの体験学習や交流の場を中心として、旧緑小学校を活用する提案事業であります。

現在、提案内容についてヒアリング等を行っており、今後、提案内容の審査を行うこととしております。

次に、市民活動の実情に即した廃校舎の有効活用についてでございますが、私は閉校後の未活用の期間が長くなると建物や設備の劣化が進むことから、地域の方々からの理解をいただいた上でいち早く有効な活用が図られることが重要だというふうに考えております。

しかし、学校を活用するためには用途地域や建築基準法などの制限を受けることや、建物の構造上、管理費用が大きくなるという課題がございます。

こうしたことから、提案者とは持続的な活用が図られるよう、十分な協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、一事業者のみの運営が困難と思われる場合については、複数の事業者で連携が図られるよう助言や調整も行っていきたいというふうに思っております。

さらに、活用提案者には地域における学校が果たしてきた役割や本市における課題についての説明を行い、災害時には校舎や体育館を避難所として優先的に活用できるよう協力を求め、地域住民の安心安全の確保が図られる取り組みもあわせて行なっていきたいというふうに考えております。

なお、今後、地域の方々が行う趣味やサークル活動など、そういった活動にも十分に配慮をしながら、廃校の利活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

●議長 高橋一太君 はい、教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） ただいま熊谷議員からのご質問がありました修学援助にかかわることについて、私の方からお答えを申し上げます。

まず本市の修学援助制度についての現状と市としての考え方についてであります。修学援助は教育基本法の第 4 条に明文化されているとおり、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な児童生徒に対し、国及び地方自治体は修学のための必要な方法を講じなければならないとされています。これに基づき、学校教育法第 19 条において小中学校の設置者である市町村は経済的理由により修学が困難な児童の保護者に対し必要な援助を行うことと義務付けているところであります。

ここでは、国により認定基準が定められている生活保護以外の修学援助制度の認定基準など、運用が自治体の裁量に委ねられている準要保護についてお答えさせていただきます。

本市においては、経済的理由などにより修学が困難と認められる小中学生の保護者の方に対し、学用品費、校外活動費、給食費、修学旅行費、体育実技

用具費、校外活動費、学校保健法施行令第 7 条に基づく医療費などの援助を行っているところであります。本年、23 年度になりますけれども、5 月 1 日現在、81 名の児童生徒がこの制度を利用しているところであります。

認定の基準につきましては、平成 18 年度までは先ほどご指摘がありましたように、その世帯の前年の収入が生活保護基準の 1.3 倍以内の世帯を認定しておりましたが、市の財政破綻による制度の見直しにより、平成 19 年度から認定基準を生活保護基準の 1.1 倍以内に改定をしたところであります。

全児童生徒数に占める準要保護を受ける児童生徒数の比率、認定率であります。破綻前の平成 18 年度が 19.2 パーセント、制度改定後の平成 19 年度は 19.6 パーセントと微増しており、その後若干の増減がありますが、平成 22 年度は 17.3 パーセント、本年度は 17.8 パーセントと、破綻前の平成 18 年度に比べ 1.4 パーセントほど低くなっているところであります。

認定率を全道の市との比較をすると、平成 22 年度の数値であります。全道の平均認定率は 20.9 パーセントと、本市と比べ 3.5 パーセント高く、総じて認定基準の緩やかな市の認定率が高い傾向が見られるところであります。

全道的に準要保護の認定率は上昇傾向にあり、本市の認定率が微減となっていることについては、平成 19 年度に実施をした認定基準の引き上げが主要因になっているというふうに推測をされているところであります。

以上であります。

●議長 高橋一太君 熊谷議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

●熊谷桂子君 3 件目のまちづくりについて再質問いたします。具体的なまちづくりに関して、さらに 2、3 点伺いたいと思います。

市民の高齢化が進みまして、自分たちの代表である市議会、これを傍聴したくても、例えば 5 階から

6 階に行く、傍聴席に行くときの手すりがないで困っているという方が多数いらっしゃいます。

6 階議会傍聴席への手すりの問題は、議会全体の意向としまでも総務課を通して予算要求しているところですが、今回の計画変更にも記載されておらず、次年度以降の予算についても現在までのところ明確な答弁がありません。

常任委員会の中で理事がお金をかけなくてもいいよう手すりは付けずに、職員が高齢者の手を引くという答弁がありましたが、これは高齢者を冒瀆するトンでもない答弁だというふうに私は思います。

もし実際にそんなことがやられたとすればですね、手すりの必要な方たちは職員にそんな迷惑をかけるなんて申しわけないと。それだったら傍聴に行かないという、そういう方が間違いなく増えてくるというふうに思います。

このことによって、住民の知る権利、市政に参加する権利、市の公共財産の使用の権利が奪われることになります。

今、全国的に公共施設のバリアフリー化が当たり前の原則であるにもかかわらず、当たり前のことにかかる費用を使わせまいとする道や国からの圧力があるのではないかと思います。

さらに、議会事務局の人員配置にも問題があります。

執行機関と議会は独立、対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有しているにもかかわらず、今、議会事務局では常任委員会の議事録のテープおこしすら困難を極め、議事録作成にも支障を来している状況だと聞いております。

本来であれば、議会事務局には議会事務、会議録作成、議会図書室の整備などが求められており、それらができないことは議会の権能を妨げるものであり、議員そして有権者の権利を妨げるものであると言わざるを得ません。

財政再生団体であっても、こういった地方自治の機能を守ることは行政の責務であると考えます。

庁舎の 5 階から傍聴席への階段に手すりを付けてほしいという市民からの要望と、議会事務局への職員の増員、この 2 点に対し今現在の市政運営が市民の権利、議会の権能を侵害していることに対しまして、まちづくりを率先してリーダーとなっている市長はどのようにお考えなのか、まちづくりの根幹、基本的な姿勢として伺います。

●議長 高橋一太君 まちづくりの今、最後にありました根幹という視点でということでございますから、件名からしますとまちづくりについてという件名で、多岐にわたる部分がございますけれども、そういう視点の中で現況考えられるご答弁、もしお答えできる範囲であればお願いしたいと思います。

はい、市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

議会への階段の手すりの問題、また議会事務局の体制についてというお話がございました。

私といたしましては、市民の皆さんに様々なご意見もいただいておりますし、また市政が抱える様々な課題がございます。

多くの課題がある中で、限られた予算の中、どういったところに優先度を持って予算付けを行っていくかという中の課題のひとつであるというふうに考えさせていただいております。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 先ほど第 1 号議案の意見でも述べましたけれども、夕張市の財政破綻の責任というのは歴史的事実からしっかりと検証し直しまして、市民が自分たちの権利をしっかりと行使できる当たり前の市になるよう、しっかりとまちづくりを考え直していただきたいと思います。

そういった見地から、そのまちづくり、そして先ほど申し上げました議会の権能、市民の権利、そういったことから市長のご意見をもう一度伺いたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員のご質問にお答え

いたします。

夕張は現時点で再生団体、再生計画の中でですね最も市民の皆さんや今いただいたご意見もそうですが、優先度はどこが一番高いのかということをしっかし判断しながらですね、財政運営をしていくというのが基本的なスタンスであります。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 今回の4件ともの質問にも言えることなんですけれども、例えば眼科専門医にしましても修学援助にしましても、夕張の再生に向けてこれ本当に必要なことだというふうに思います。

この財政再生計画自体がですね歴史的な夕張のその事実経過、そういったことを検証していけば、やはり根幹から考え直せざるを得ないというふうに私は思います。

市民一同、鈴木市長の今後の健闘というのを非常に期待しているのですが、そういったことに関しまして市長のお考えを伺います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

様々な歴史的な経過の中で夕張の今があるということは私も認識をしております。

夕張というまちが炭鉱のまちであった。また、そのエネルギー政策の転換の中で大きな影響を受けたということは、歴史的にも事実としてあると思っています。

一方で、今、目の前にですね高齢化率が、65歳以上が44パーセント以上のこのまち。また、人口減少に歯止めがかからない現状の今をどう打開していくかという極めて難しい課題を今、取り進めているところでございます。

先ほどもお話、答弁の中でさせていただきましたけれども、国や北海道の中にですね夕張と問題意識を共有するというのが、私はまず非常に大切な位置になってくるというふうに考えております。

来年の前半にですね開催いたしますそういった三者協議の場というものでは個々課題について、また

は政治的な判断を要する事項については今までも開催してまいりましたが、三者会談というものを実施する中でですねそういった様々な問題をまずは共有をさせていただき、前向きな議論をさせていただければというふうに思っているところです。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、三者協議の中で問題意識を共有する、そしてこの高齢化したまちの再生をどう打開するのか、三者協議の場というお話が市長の方からございました。

その三者協議の場ですね、歴史的な事実経過ですとかそういった夕張財政破綻の検証、そういったことをきちんと最初から三者協議の場で話をする予定はあるのでしょうか。

●議長 高橋一太君 ちょっと待ってください。

この今の再質問の三者協議の場の部分については、この4件あるうちのどの場面に当てはめるのかを含めてちょっと具体的に再度質問してください。

●熊谷桂子君 まちづくりということに対しまして、この財政再生計画の今の状況というのは本当に手かせ足かせになっているということは市民皆が思っているところだというふうに思います。

先ほどから述べてきましたように、この夕張の財政破綻というのは夕張市だけの責任ではないということは総務大臣も、歴代の総務大臣が認めてきたわけです。

そういう中で、この計画このままいくのかと。そうではないんではないのかと。ぜひ少しでも市民の暮らしがこれから安心できるまちづくりになるように、もう一度歴史的な経過をしっかしと検証しながらこの財政再生計画を根本から見直す必要があるのではないかとということです。それがまちづくりに大きくかかわってくることなので、ここでお聞きしているんです。

●議長 高橋一太君 それでは、答弁のほうはあくまでもまちづくりの観点の視点に立った中で今後、三者協議の場という中でですねどう本市が協議していくかということ、その部分を含めてご答弁

いただければと思いますので。

はい、理事。

〔「市長の答弁を求めたいと思います。このトップは市長ですので、理事ではなくて市長の答弁を求めたいと思います」と呼ぶ者あり〕

ちょっとお待ちください。

今、再質問の中で熊谷議員の方から市長のご答弁をというふうに求められているんですが、これは理事者側の方はどうでしょうか。市長、ご答弁できますか。

ちょっと暫時休憩しますので、ちょっとお待ちください。

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

●議長 高橋一太君 それでは、会議を再開いたします。

熊谷議員、先にですね理事者側からの基本的な考えを述べられ、その後、市長の方からということとで・・・

〔「理事者側ではなくて、清水理事からということですね」と呼ぶ者あり〕

清水理事の方からということとでよろしかったですか、そういうことで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあ清水理事。

●理事 清水敬二君 熊谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

三者協議に関しまして、まちづくりとの兼ね合いということでお答えさせていただきます。

三者協議の場におきましては、夕張で実施していきたいという形で制度設計を今、行っている最中のごさしまして、その場においては国、道の幹部職員がですねこちらのほうに参りまして、夕張の現状を見ていただくと。

その中で、しっかりとした課題、これは当然、過

去の経緯等も踏まえながらそういった目ですね、観点でもって夕張の現状をしっかりと見ていただき、その課題を把握していただくと。それが、今、行われている財政の再建と地域の再生、これの中でどのような形で行っている今、再生計画の行っていることが現状と計画と合っているものなのか、いやまだ課題があるものなのか、そこら辺をはっきりと把握していただいた上で、三者で共通の認識を持って今後の地域再生と財政再建に向けて協議を行って再生計画に盛り込んでいきたいと。そして、そういう中でまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

●議長 高橋一太君 この場合、市長の方からご答弁ありますか。

はい、市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

熊谷議員がおっしゃりたいのは多分、歴史認識とかそういった部分でのお話なんだというふうに思っておるところなんですけども、現在、今、清水理事の方から回答させていただいたとおり、三者がですねまずこの夕張の地に入って、夕張の現状というものがなかなか東京にいてご理解いただけてない部分もあるでしょうということとでこちらへ入っていただく。実際に夕張を見ていただく中で現状の課題を見ていただき、再生計画というものを見直していきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの再質問の中の答弁にもありましたけども、基本的に実務者レベルの三者協議の中で解決できない政治的な課題等が出てくることも想定されます。または、想定した中でこの協議の場というものを大臣、または知事をお願いをしているところでございます。

そういった中で、具体的政治課題が出てきた場合についてはですね、今までも行ってまいりましたが、これも繰り返しの答弁になりますが、三者会談というものを実施する中で一定程度の方向を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 本当に難しい問題だというふうに私も思っております。

歴史認識、そのように市長はおっしゃいましたが、歴史認識ともうひとつ大事なことは責任の分担だというふうに私は思います。

夕張が財政破綻をした際から政権も交代いたしました。そういう中で、市民は今、歴史的な経過を事実として様々なことを知りながら、やはりおかしいんじゃないのかという声が地域懇談会の中でもあちこちで噴き出してまいります。

そういったことが市長の背中を押して、市長にぜひ頑張っていただきたい、そういうエールを送りまして、今後の市長の健闘を期待して今日の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

●議長 高橋一太君 以上で熊谷議員の質問を終わります。

●議長 高橋一太君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時09分 延会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文